

人事委員会年報

平成27年度

兵庫県人事委員会

目 次

組織及び運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則、告示の制定、改廃の状況	10
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	12
2 事務局	13
(1) 組 織	13
(2) 職員の定数・現員	13
(3) 分 掌 事 務	14
事業の概要	15
1 職員の任用	15
(1) 任用制度の概説	15
(2) 職 員 の 採 用	15
(3) 職 員 の 昇 任	22
(4) 広報等の取り組み	23
2 職員の給与	24
(1) 職員給与実態調査	24
(2) 民間給与実態調査	25
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	27
(4) 勧告の実施状況	27
平成27年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について	28
3 職員の利益保護	31
(1) 勤務条件に関する措置要求	31
(2) 不利益処分に関する不服申立て	31
(3) 分限処分及び懲戒処分の状況	33
4 職員団体	34
(1) 職員団体の登録	34
(2) 管理職員等の範囲	35
5 労働基準監督機関の職権行使	39
(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み	39
(2) 労働基準法等に基づく職権行使	40

組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は下表のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	摘要
委員長	伊藤 聡	常勤	26. 4. 1 ~ 26. 6. 30 26. 7. 1 ~ 30. 6. 30	
委員	竹本 昌弘	非常勤	21. 10. 13 ~ 25. 10. 12 25. 10. 13 ~ 29. 10. 12	委員長職務代理者
委員	竹田 祐一	非常勤	23. 10. 12 ~ 27. 10. 11 27. 10. 12 ~ 31. 10. 11	

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成27年度の会議開催回数は25回で、付議した議案等の件数は、議案105件、協議事項5件、報告事項55件、計165件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
1511	27.4.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 - 5 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - 6 平成27年度兵庫県職員採用試験等実施日程決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度における採用説明会の実施状況について 2 平成27年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者第1回選考試験の実施について 3 任命権者が行った処分について
1512	27.4.22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 3 平成27年職員給与実態調査要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について 2 再審請求について
1513	27.5.12	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 再審請求の裁決の件 3 平成27年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 4 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験実施要綱決定の件 5 平成27年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件

回数	開催年月日	議 案 等
1514	27.5.20	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第1回兵庫県警察官採用選考試験（第1次試験：教養・論文試験）の実施状況について 2 任命権者が行った処分について
1515	27.6.15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験採用試験等の申込状況について 2 大学等での採用説明会（上期）の実施結果について 3 任命権者が行った処分について
1516	27.6.25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - 3 採用選考の件 4 平成27年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政Bガイダンスの実施について 2 平成27年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第1回実施状況について 3 任命権者が行った処分について
1517	27.7.2	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験筆記試験の受験状況について 2 平成27年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第1回目実施結果等について

回数	開催年月日	議 案 等
1518	27.7.13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格番号の訂正の件 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則制定の件 4 平成27年度兵庫県職員資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 5 平成27年度獣医師採用選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求判定取消請求事件について 2 2015年兵庫県人事委員会勧告に向けた申し入れについて
1519	27.7.31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験1次面接試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年職種別民間給与実態調査実施状況について 2 任命権者が行った処分について
1520	27.8.6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 昇任選考の件 4 平成27年度兵庫県職員資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政Bガイダンスの開催結果について

回数	開催年月日	議 案 等
1521	27.9.2	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 昇任選考の件 3 昇任選考の件 4 平成27年度兵庫県職員行政A(大卒程度)・資格免許職採用試験最終合格者決定の件 5 平成27年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 6 平成27年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第4号事案の件について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員(看護職等)採用候補者選考試験の第2回目実施結果等について 2 平成27年度第1回兵庫県警察官採用試験の実施結果について 3 平成27年人事院勧告について 4 任命権者が行った処分について
1522	27.9.17	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての裁決の件 3 平成27年度兵庫県職員行政A(大卒程度)(経験者)採用試験実施要綱決定の件 4 平成27年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 5 学芸員(現代美術)採用選考試験実施要綱決定の件 6 退職警察官の再採用に係る選考試験実施要綱決定の件 7 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術系職種の教養試験の見直しについて <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験の申込状況について 2 平成27年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果について
1523	27.9.30	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験筆記試験の受験状況について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1524	27.10.8	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 平成27年人事委員会勧告・報告の取扱いについて</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 任命権者が行った処分について</p>
1525	27.10.15	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 昇任選考の件</p> <p>3 平成27年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件</p> <p>4 学芸員（現代美術）採用選考試験合格者決定の件</p> <p>5 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定に基づく人事委員会の業務の状況の報告の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成27年度兵庫県職員経験者採用試験の申込状況について</p> <p>2 平成27年度第1回兵庫県職員採用選考試験の申込状況について</p> <p>3 平成27年度兵庫県職員ガイダンスの開催について</p>
1526	27.10.16	<p>〔議 案〕</p> <p>1 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の件</p>
1527	27.11.4	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 不服申立ての取下擬制の件</p> <p>3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 -</p> <p>4 平成27年度第1回兵庫県職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件</p> <p>5 平成27年度第1回兵庫県職員採用選考試験（海技職）合格者決定の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度職員勤務実態調査（実地調査）結果概要について</p> <p>2 平成27年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験の受験状況について</p> <p>3 平成27年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状況について</p> <p>4 任命権者が行った処分について</p>

回数	開催年月日	議 案 等
1528	27.11.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 3 平成27年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件 4 平成27年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第3回目実施結果等について 2 平成27年度都道府県人事委員会勧告等の状況について 3 任命権者が行った処分について
1529	27.12.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 - 3 平成27年度兵庫県職員経験者採用試験最終合格者決定の件 4 平成27年度第1回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 5 平成27年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件 6 平成27年度職員勤務実態調査に係る基本方針決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県職員ガイダンスの開催結果について 2 任命権者が行った処分について
1530	27.12.17	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について
1531	28.1.14	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成27年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与条例等の改正予定について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1532	28.2.8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 <ul style="list-style-type: none"> - 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 <ul style="list-style-type: none"> - 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 - 4 退職警察官の再採用に係る選考試験合格者決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第2号事案の件について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第2回兵庫県職員採用選考試験の受験状況について 2 平成27年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の結果について 3 平成27年度第2回兵庫県警察官採用試験の実施結果について 4 平成28年度兵庫県警察官採用試験について 5 臨時県会における質疑について 6 任命権者が行った処分について
1533	28.2.19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての裁決の件 3 平成27年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 職員に関する条例の制定に伴う意見の件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (2) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (3) 職員の退職管理に関する条例 (4) 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 5 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件

回数	開催年月日	議 案 等
1534	28.3.9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 採用選考の件 4 昇任選考の件 5 不服申立審査規則等の一部を改正する規則制定の件 6 職員の退職管理に関する規則制定の件 7 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 8 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件 9 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 10 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 11 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて 2 首都圏等における人材確保の取組みについて 3 公務労協地方公務員部会等から全人連への要請について 4 任命権者が行った処分について
1535	28.3.23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 事務局職員の任免及び昇任選考の件 3 採用選考の件 4 昇任選考の件 5 任期付職員の採用承認の件 6 職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 7 職員の任用に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件 8 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定の件 9 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の選考によって昇任させる職についての意見聴取について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について

(5) 規則、告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成27年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成27年) 第9号	27. 7. 3	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
(平成28年) 第1号	28. 2. 2	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第2号	28. 2. 23	公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	28. 3. 11	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備をしたもの
第4号	28. 3. 23	不服申立審査規則等の一部を改正する規則	行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備をしたもの
第5号	28. 3. 23	職員の退職管理に関する規則	地方公務員法の一部改正により、退職管理制度が導入されたことに伴い、所要の整備をしたもの
第6号	28. 3. 23	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第7号	28. 3. 25	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職業能力開発総合大学の教育訓練課程の改編に伴い、所要の整備をしたもの
第8号	28. 3. 31	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備をしたもの
第9号	28. 3. 31	職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正により、人事評価制度が導入されたこと等に伴い、所要の整備をしたもの
第10号	28. 3. 31	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成27年) 第3号	27. 9. 18	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	警察署の組織改編に伴い、所要の整備をしたもの
(平成28年) 第1号	28. 3. 23	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第2号	28. 3. 31	職員の任用に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	28. 3. 31	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成27年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名
27.12.2	第131号議案	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例
28.1.29	第156号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
28.2.19	第24号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例中第3条、第4条、第6条、第7条及び第9条に係る部分）
	第29号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
	第30号議案	職員の退職管理に関する条例
	第40号議案	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例中第1条、第2条及び第3条第1号に係る部分）

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成27年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

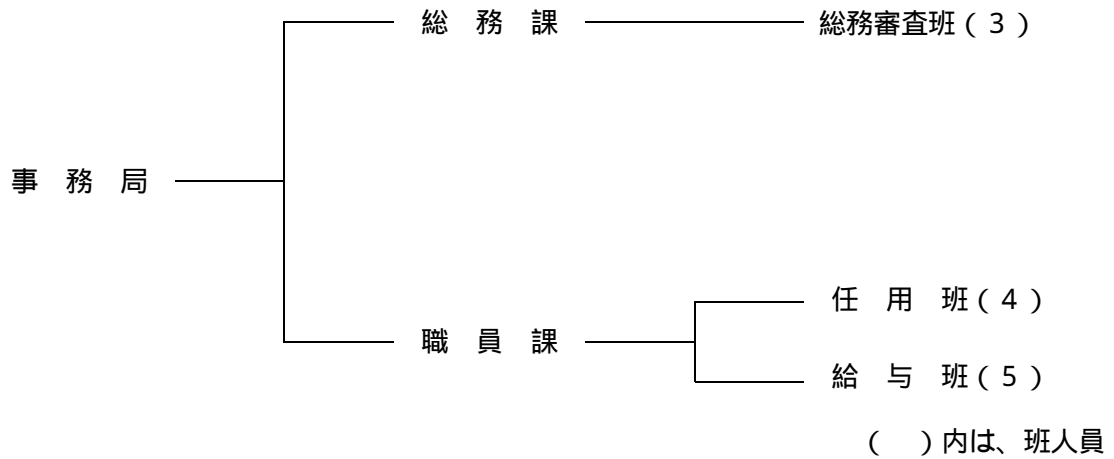
回答年月日	件名	協議者
28.3.9	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
28.3.9	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

2 事務局

(平成28年3月31日現在)

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、2課3班で、次のとおりである。



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は17人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	16人	17人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算などの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
総務課	総務審査班	1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関する事。 4 事務局職員の安全及び健康に関する事。 5 公印の管守に関する事。 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。 7 予算、決算及び会計に関する事。 8 物品の管理に関する事。 9 広報に関する事。 10 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 11 不利益処分についての不服申立てに関する事。 12 職員の苦情の処理に関する事。 13 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 14 職員団体等に関する事。 15 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関する事。 17 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務に関する事。 18 他の課の所掌に属しない事。

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
職員課	任用班	1 職員の採用試験・選考に関する事。 2 職員の昇任選考等に関する事。
	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 2 給与等に関する報告及び勧告に関する事。 3 旅費の制度に関する事。 4 服務の基準に関する事。 5 厚生福利制度に関する事。

事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選考によることができる。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

平成27年度に実施した競争試験は行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者であり、受験者数は、計2,578人(行政A(大卒程度)1,117人、資格免許職545人、行政B(高卒程度)261人、経験者655人)となっている。

なお、平成27年度から以下のとおり試験制度を見直した。

試験区分

国家資格・免許が必要な職種の採用試験を「資格免許職」として新設した。これに伴い、「中級」を廃止し、「上級」を「行政A(大卒程度)」、「初級」を「行政B(高卒程度)」と名称変更した。

行政A(大卒程度)・資格免許職採用試験

筆記試験合格者数を最終合格者数の3倍から4倍に増加させるとともに、面接試験を1次面接と最終面接の2段階に分離した。

経験者採用試験

受験年齢について、「28歳から34歳まで」を「25歳から34歳まで」と拡大した。

(ア) 平成27年度の各競争試験の特徴と傾向

a 行政A(大卒程度)採用試験

全体では、受験者数1,117人に対し、最終合格者数は193人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る5.8倍となった。

このうち、一般事務職では618人が受験し、最終合格者数は79人で、競争率は前年度を0.7ポイント下回る7.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の60.0%を16.0ポイント下回る44.0%となった。

b 資格免許職採用試験

全体では、受験者数545人に対し、最終合格者数は79人で、競争率は前年度を3.2ポイント上回る6.9倍となった。

c 行政B(高卒程度)採用試験

全体では、受験者数261人に対し、最終合格者数は29人で、競争率は前年度を0.9ポイント上回る9.0倍となった。

このうち、一般事務職では115人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を1.8ポイント上回る11.5倍となった。

d 経験者採用試験

全体では、受験者数655人に対し、最終合格者数は37人で、競争率は前年度を5.8ポイント上回る17.7倍となった。

このうち、一般事務職では458人が受験し、最終合格者数は24人で、競争率は前年度を5.7ポイント下回る19.1倍となった。

(イ) 平成27年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	筆記試験日	筆記試験地	面接日	面接試験地	最終合格発表日
行政A(大卒程度)・資格免許職採用試験	インターネット 27.5.25 ～27.6.8 郵送 27.5.25 ～27.6.8 持参 27.5.25 ～27.6.10	27.6.28	神戸市	27.7.13 ～27.8.28 のうち指定する2日	神戸市	27.9.4
行政B(高卒程度)採用試験	インターネット 27.8.5 ～27.8.31 郵送 27.8.5 ～27.8.31 持参 27.8.5 ～27.9.2	27.9.27	神戸市 豊岡市	27.10.26 ～27.10.30 のうち指定する1日	神戸市	27.11.11
経験者採用試験	インターネット 27.9.17 ～27.10.7 郵送 27.9.17 ～27.10.7 持参 27.9.17 ～27.10.9	27.10.25	神戸市	27.11.21 ～27.11.29 のうち指定する1日	神戸市	27.12.11

(ウ) 平成27年度の名競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
行政A（大卒程度） 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～30歳 （平成28年4月1日現在） ただし、児童福祉司は22歳～34歳 イ 21歳（平成28年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を平成28年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 児童福祉司、環境科学職にあっては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験 教養試験 択一式45題（一部選択解答制） 2時間30分</p> <p>専門試験 事務系職種 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 技術系職種（農学職、総合土木職を除く） 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>面接試験 口述試験（個別面接、個別面接及び集団討論） 適性検査</p>
資格免許職 採用試験	<p>1 保健師、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、精神保健福祉相談員は30歳以下（平成28年4月1日現在） 医療福祉相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士は34歳以下（平成28年4月1日現在）</p> <p>2 資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験 専門試験 択一式・記述式 2時間</p> <p>面接試験 口述試験（個別面接及び個別面接） 適性検査</p>
行政B（高卒程度） 採用試験	<p>1 18歳～24歳 （平成28年4月1日現在） ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。 大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間（休学期間を除く）が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者</p>	<p>筆記試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間</p> <p>面接試験 口述試験（個別面接及び個別面接） 適性検査</p>
経験者 採用試験 （A区分）	<p>30歳～34歳 （平成28年4月1日現在）</p>	<p>筆記試験 エントリーシート試験 1時間30分 論文試験 1題 各800字 1時間</p> <p>面接試験 口述試験（個別面接、個別面接及び集団討論） 適性検査</p>
経験者 採用試験 （B区分）	<p>25歳～29歳 （平成28年4月1日現在）</p>	<p>筆記試験 論文作文試験 2題 各800字 2時間</p> <p>面接試験 口述試験（個別面接、個別面接及び集団討論） 適性検査</p>

(工) 平成27年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験	最終	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数:B			
行政A (大卒程度)	一般事務職	65	981	618	316	293	158	155	79	7.8	56	23
	警察事務職	10	113	74	48	48	24	24	12	6.2	9	3
	教育事務職	24	205	151	112	108	56	55	29	5.2	23	6
	児童福祉司	2	21	15	8	7	5	5	2	7.5	2	0
	農学職	8	55	33	31	30	16	16	8	4.1	8	0
	林学職	4	18	11	8	7	6	6	2	5.5	2	0
	水産職	1	14	10	6	6	3	3	1	10.0	1	0
	環境科学職	2	26	15	8	8	6	6	2	7.5	2	0
	総合土木職	20	67	47	40	38	33	30	23	2.0	18	5
	建築職	6	45	26	23	22	14	11	7	3.7	5	2
	機械職	1	11	5	3	3	3	3	1	5.0	1	0
	電気職	1	18	9	6	6	3	3	1	9.0	1	0
	小中学校事務職	22	136	103	70	68	44	44	26	4.0	23	3
小計	166	1,710	1,117	679	644	371	361	193	5.8	151	42	
資格免許職	保健師	4	38	34	17	17	8	8	4	8.5	4	0
	栄養士	4	166	132	24	24	10	10	5	26.4	5	0
	薬剤師	17	108	92	85	81	42	40	21	4.4	20	1
	臨床検査技師	13	105	99	63	61	30	29	15	6.6	13	2
	診療放射線技師	7	58	54	33	30	16	14	8	6.8	8	0
	精神保健福祉相談員	2	21	18	9	9	6	6	2	9.0	2	0
	医療福祉相談員	1	16	14	6	6	3	3	1	14.0	1	0
	理学療法士	6	24	22	22	22	14	14	7	3.1	5	2
	作業療法士	6	19	16	16	12	10	10	7	2.3	7	0
	言語聴覚士	1	12	12	6	5	3	3	1	12.0	1	0
	臨床工学技士	7	55	52	34	33	16	15	8	6.5	8	0
小計	68	622	545	315	300	158	152	79	6.9	74	5	
行政B (高卒程度)	一般事務職	9	145	115	30			29	10	11.5	7	3
	警察事務職	3	51	42	6			5	3	14.0	1	2
	教育事務職	5	49	43	15			15	7	6.1	6	1
	総合土木職	1	6	6	3			3	1	6.0	1	0
	小中学校事務職	7	70	55	27			23	8	6.9	6	2
小計	25	321	261	81			75	29	9.0	21	8	
経験者	一般事務職A	17	352	231	32			29	15	15.4	8	7
	一般事務職B		352	227	31			28	9	25.2	7	2
	教育事務職A	4	78	51	6			6	3	17.0	1	2
	教育事務職B		91	69	6			5	1	69.0	1	0
	総合土木職A	6	26	21	11			10	4	5.3	1	3
	総合土木職B		34	19	10			9	3	6.3	2	1
	林学職A	2	18	16	3			1	1	16.0	1	0
	林学職B		33	21	3			3	1	21.0	1	0
	小計	29	984	655	102			91	37	17.7	22	15
合計	288	3,637	2,578	1,177	944	529	679	338	7.6	268	70	

行政A(大卒程度)一般事務職の辞退者には不採用者1名を含む。

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職 1～2 級、看護職 1～4 級、警察職 1 級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(ア) 採用選考実施状況（職級別）

人事委員会が平成27年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(11) 11	1	1	1	2	2	4	2	1	1	(11) 26
教育委員会	(2) 2	0	3	1	5	11	2	0	0	0	(2) 24
警察本部	(2) 2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(2) 3
病院局	(15) 15	0	4	0	1	0	0	0	0	0	(15) 20
計	(30) 30	1	8	2	9	13	6	2	1	1	(30) 73

b 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	1	0	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	(1) 2	0	0	0	(1) 2
計	0	(1) 3	0	0	0	(1) 3

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	26	13	39
計	26	15	41

d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	3	13	17	18	5	13	1	6	5	81

()内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、11名は平成26年度採用選考試験合格者(平成27年度に免許を取得。医療福祉相談員1名、理学療法士3名、臨床工学技士5名、言語聴覚士1名、視能訓練士1名)

(イ) 平成27年度職員採用選考試験実施状況

実施日	職種	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
27.6.21	獣医師	人 8	人 27	人 12	人 8	人 4
27.10.10	学芸員(現代美術)	1	2	1	1	0
27.10.17	産業技術職(食品バイオ系)	1	24	1	1	0
	警察事務職(情報管理員)	1	4	1	1	0
	理化学職(化学)	1	29	1	1	0
	航空整備士	1	0	0	0	0
	心理判定員	1	30	1	1	0
	医療福祉相談員	2	14	2	1	1
	臨床工学技士	3	9	3	3	0
	視能訓練士	2	7	2	2	0
	海技職	2	1	1	0	1
28.2.6	航空整備士	1	1	1	1	0
	医療福祉相談員	1	3	1	1	0
	獣医師	1	5	1	1	0
合 計		26	156	28	22	6

(ウ) 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

実施日	職 種	受験 者数	合格 者数	備 考
27.10.24 (筆記試験)	教育事務職	人 6	人 2	教育委員会
27.11.19 (面接試験)				

(工) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の10県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成27年度警察官採用選考試験実施状況(県内試験)

実施日	区分	採用 予定者数	申 込 者 数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合 格者数	競争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
27.5.10 27.9.20	A	人 376	人 1,850	人 1,519	人 809	人 764	人 246	倍 6.2	人 173	人 73
	B	130	1,502	1,264	677	624	173	7.3	131	42
	女性A	35	354	279	91	85	40	7.0	29	11
	女性B	25	312	259	117	112	43	6.0	34	9
	情報処理	4	13	7	3	3	2	3.5	1	1
	心理相談	2	25	20	10	9	3	6.7	1	2
	武道A	8	16	16	16	16	9	1.8	8	1
	武道B		4	4	4	4	4	1.0	4	0
	合計	580	4,076	3,368	1,727	1,617	520	7.8	381	139

採用者数は採用予定者数を含む

b 平成27年度警察官採用選考試験実施状況(県外試験)

区分	採用 予定者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終 合格者数	採用者数	辞退者数
A	人 30	人 240	人 63	人 37	人 14	人 8	人 6
B	20	330	105	60	23	15	8
計	50	570	168	97	37	23	14

採用者数は採用予定者数を含む

(才) 看護職採用選考試験(病院局実施)

実施日	募集数	受験者数	合格者数	競争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
27.6.14	人 400	人 386	人 288	倍 1.3	人 262	人 26
27.8.9	200	277	197	1.4	172	25
27.10.17	50	104	43	2.4	35	8
28.1.16	15	72	7	10.3	6	1
合計	-	839	535	1.6	457	60

(3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

行政職 3～6級、研究職 2～3級、医師・歯科医師職 2級、看護職 2～4級、警察職 2～7級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成27年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成27年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(ア) 行政職 (人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	108	80	50	18	1	257
教育委員会	39	16	2	0	0	57
警察本部	7	2	0	0	0	9
監査	0	0	0	0	0	0
議会	2	0	0	0	0	2
企業庁	1	2	0	0	0	3
病院局	9	7	0	0	0	16
計	166	107	52	18	1	344

(イ) 研究職 (人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	0	0	0
警察本部	0	0	0
計	0	0	0

(ウ) 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
警察本部	0	0	0
病院局	21	20	41
計	21	20	41

(エ) 看護職 (人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	3	4	0	7

(オ) 警察職 (人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	34	18	52

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、首都圏、中国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

- a 京阪神地域：平成27年度は延べ21カ所で開催し、738人が参加した。
- b 京阪神地域以外：平成27年度は延べ3カ所で開催し、30人が参加した。

(イ) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施している。

対象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職 採用試験受験者対象	27.11.26 27.11.27	人 253
臨床検査技師・診療放射線技師 受験者対象	27.5.24	人 60
行政B採用試験受験者対象	27.8.3	人 99

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRしている。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内2回 大阪市内7回 東京都内1回	人 659
公務員予備校での説明会	神戸市内8回 大阪市内3回	人 348

(エ) 大学でのキャリア講座

大学の1～2年生対象キャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介する講座を実施している。1校で実施し、1年生約300人が参加した。また、大学のキャリアセンターと連携し、県庁に1～2年生を受け入れ、職場見学や先輩職員との質疑を通して、県職員の仕事を紹介する体験を実施し、1校21人が参加した。

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成27年度は約14.3万件のアクセスがあった。
- ・行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成27年度はこれによる申込者が2,646人で、申込者数全体の72.2%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成27年度は11回の配信を行い、発行部数は約42,300部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成27年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	7,990	43.8	22.1	67.5	7.6	24.8	0.1	64.3	35.7
研究職	213	46.0	22.9	100.0				89.2	10.8
医師・歯科医師職	40	45.8	17.2	100.0				70.0	30.0
看護職	5	50.8	30.4		60.0	40.0		20.0	80.0
警察職	11,500	38.4	17.3	52.2	4.8	43.0		93.0	7.0
高等学校教育職	8,318	44.3	21.2	95.6	3.1	1.3		62.1	37.9
中・小学校教育職	23,368	41.4	18.7	94.0	6.0			47.5	52.5
全給料表	51,434	41.6	19.3	80.8	5.5	13.7	0.0	62.8	37.2

(注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が1名いる。(イ)において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内 訳						
		給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行 政 職	円 407,875	円 340,717	円 10,609	円 25,327	円 3,969	円 16,343	円 8,208	円 2,702
研 究 職	472,442	394,480	13,272	26,666	5,815	19,167	10,277	2,765
医師・歯科医師職	887,814	459,968	8,213	86,719	5,438	12,038	74,088	241,350
看 護 職	420,971	349,690	11,700	31,355	5,600	16,066	0	6,560
警 察 職	389,693	322,386	13,681	26,062	4,171	15,569	1,101	6,723
高等学校教育職	454,884	(17,293) 384,726	9,328	25,403	5,320	11,777	2,571	15,759
中・小学校教育職	418,078	(13,596) 358,474	6,870	24,016	5,365	8,513	4,737	10,103
計	416,684	(8,973) 352,116	9,399	24,961	4,876	11,882	4,189	9,261

(注) ()内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成27年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成27年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,021事業所
- (ウ) 対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）
- (エ) 調査人員 初任給関係1,211人（行政職に相当する調査実人員1,121人）、初任給関係以外の調査職種19,774人（行政職に相当する調査実人員17,686人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は138,710人であり、行政職に相当するものは105,710人である。）
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、470事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	17
製造業	190
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	65
卸売業、小売業	34
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	20
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	86
計	412

(イ) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支店長	52歳	693,416円	1,137円	692,279円
工場長	53歳	621,172円	1,875円	619,297円
事務部長	52歳	620,810円	774円	620,037円
技術部長	52歳	653,475円	1,993円	651,482円
事務部次長	50歳	544,242円	1,299円	542,942円
技術部次長	50歳	584,905円	3,584円	581,321円
事務課長	48歳	545,857円	5,171円	540,686円
技術課長	49歳	577,955円	10,282円	567,672円
事務課長代理	46歳	507,085円	33,321円	473,764円
技術課長代理	43歳	516,396円	16,394円	500,002円
事務係長	45歳	460,261円	40,046円	420,214円
技術係長	46歳	463,795円	71,437円	392,359円
事務主任	41歳	377,330円	45,577円	331,753円
技術主任	42歳	461,290円	96,324円	364,969円
事務係員	39歳	344,276円	37,810円	306,466円
技術係員	37歳	367,890円	56,112円	311,778円

(ウ) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	201,319円
短大卒	175,687円
高校卒	161,509円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,944円
配偶者と子1人	19,632円
配偶者と子2人	24,931円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月16日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について」(28ページ～30ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の俸給表に準じて引上げ(初任給は2,500円引上げ、若年層について同程度の改定) ・平成27年4月1日から実施 	・勧告どおり(0.25%引上げ)
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年間支給月数の引上げを行う。(現行4.10月 4.20月) ・平成27年4月1日から実施 	・勧告どおり
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮し、所要の措置を講じる。 ・平成27年4月1日から実施 	・勧告どおり
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げを行う ・平成27年4月1日から実施 	・勧告どおり
給与制度の総合的見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域手当 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び他の都道府県の状況等を考慮し、所要の措置を講じる。 ・平成28年4月1日から実施 2 単身赴任手当 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額を月額30,000円とし、加算額の限度を月額70,000円とする必要がある。 ・平成28年4月1日から実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度の公民較差及びそれを踏まえた人事委員会の勧告を待って対応 2 勧告どおり

平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

給与勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

～月例給、期末・勤勉手当ともに2年連続の引上げ～

給与抑制措置前の公民較差〔1,405円(0.34%)〕を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ

期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.10月分)

本委員会は、職員の給与等について以下のとおり報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を17,502円(4.44%)下回っている。給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を1,405円(0.34%)下回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差 (A) - (B)	備考
411,795円	410,390円	1,405円(0.34%)	給与抑制措置前
	394,293円	17,502円(4.44%)	給与抑制措置後

2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔1,405円(0.34%)〕を基本とする。

(1) 月例給

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ(0.35%)

・初任給は2,500円引上げ、若年層について同程度の改定。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ：現行4.10月分 4.20月分(勤勉手当を+0.10月)

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.80月 (現行0.75月)	0.80月 (現行0.75月)	1.60月 (現行1.50月)
計	2.025月 (現行1.975月)	2.175月 (現行2.125月)	4.20月 (現行4.10月)

(3) 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(4) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

(5) 改定の実施時期

平成27年4月1日より実施。

〔参考〕 職員 1 人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢 44.1 歳、平均経験年数 22.4 年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	394,293円	4.10月	6,374,000円	58,000円
改定後	395,698円	4.20月	6,432,000円	(0.91%)

3 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与制度の総合的見直しに関して、平成 30 年 4 月 1 日に予定していた地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の段階的引上げについて、平成 28 年 4 月 1 日に実施することとした。

本県においても、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、次のとおり所要の措置を講じる必要がある。

(1) 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(2) 単身赴任手当

基礎額を月額 30,000 円とし、加算額の限度を月額 70,000 円とする必要がある。

4 人事行政における諸課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底と適正な退職管理

平成 28 年 4 月に施行される地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入や適正な退職管理について、各任命権者において適切に対応する必要がある、本委員会としても改正法に定める役割を適切に果たせるよう努めていく。

(2) 人材の確保

本県への U J I ターンの促進を図る観点からも、首都圏をはじめ、県内外に積極的な広報活動を展開し、多様で意欲ある人材の確保に努めていく。

(3) 女性の登用の拡大と両立支援の推進

女性活躍推進法に基づき、これまでの取組を踏まえ、事業主行動計画を策定するとともに、より実効あるものとしていくためには、管理職や男性職員をはじめとする組織全体の意識を変え、働き方改革を実現していくことが重要である。

(4) 柔軟で多様な働き方

ア テレワークの推進

職員の子育て支援の一環として、本年 8 月から在宅勤務が導入されており、制度の定着、取得促進に向けた職場環境づくりを進めていく必要がある。

イ フレックスタイム制

人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象としたフレックスタイム制の拡充について勧告したところである。

本県においても、国や他の都道府県の動向を考慮しつつ、フレックスタイム制について検討を進める必要がある。

(5) 高齢期の雇用

ア 雇用と年金の接続

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の接続を推進するため、再任用職員のフルタイム中心の勤務に向けた一層の工夫が必要としており、本県においても、更なる活用を検討していく必要がある。

イ 再任用職員の給与

再任用職員の給与水準については、人事院の検討の動向を注視し、民間企業の給与水準を参考に検討を進める必要がある。

5 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康や公務能率の向上、仕事と生活の両立を図る観点から、超過勤務縮減に向けた取組を一層推進していくことが重要である。

また、教職員については、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、実効性が上がる取組をより一層着実に推進していくこと、及びその成果や課題を検証し、勤務時間適正化に向けた取組に活かしていくことが重要である。

また、年次休暇の取得促進に関しては、計画的な休暇取得や休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

心の健康対策については、気づき支援と早期対応、相談しやすい体制づくり、療養中・復帰後のフォロー強化の3つを柱に、きめ細かく対応することが重要であり、管理監督職は、日頃から職員の心身の状況を的確に把握し、職員がいきいきと働ける職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

また、県下の災害対応や東日本大震災の被災地支援などに従事している職員については、過度のストレスが懸念されることから、心身の健康管理に留意していく必要がある。

6 おわりに

昨年度策定された第3次行革プランにおいて、給与抑制措置の段階的縮小を図ることとされ、本委員会としても、その着実な実施を要請したところ、本年度から、段階的縮小が図られることとなった。

平成20年から実施されてきた給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるものであることから、本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく適正な給与水準が早期に確保されるよう、関係者が最善の努力を尽くされ、同プランに基づき、引き続き段階的縮小が着実に実施されることを要請するものである。

職員にあっては、今後とも高い倫理観と使命感を保ち、一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成27年度の処理状況

平成27年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

区 分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、不服申立てを行うことができるものである。

人事委員会は、不服申立てのあった事案について、不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成27年度の処理状況

平成27年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が5件、新規申立てが2件で、うち4件は処理が終了したが、3件が平成28年度へ繰越しとなった。

区 分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係属件数	平成27年度 口頭審理 開催回数
		申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	1	1	1	
	休 職				
	降 任	1		1	4
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職				
	停 職		1	1	
	減 給				
	戒 告				
そ の 他	3		2	1	5
計	5	2	4	3	9

ウ 平成27年度の終結事案の概要

(ア) 平成21年(不)第2号

申立年月日	平成21年 8月11日
事案の概要	教員としての資質、能力に欠けることにより、受けた分限免職処分について、その取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成27年11月4日
理 由	取下擬制

(イ) 平成24年(不)第3号

申立年月日	平成24年 5月17日
事案の概要	教員の異動について、その取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成28年2月24日
理 由	取下

(ウ) 平成26年(不)第2号

申立年月日	平成26年4月15日
事案の概要	職務遂行能力が極めて低いことにより、受けた分限降任処分について、その取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成28年2月19日
理 由	処分承認

(エ) 平成26年(不)第4号

申立年月日	平成26年5月26日
事案の概要	申立人の勤務地を適切なものへ変更するよう求めたもの。
終結年月日	平成27年9月17日
理 由	却下

(3) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第 28 条に規定する分限処分又は法第 29 条に規定する懲戒処分を行い、法第 49 条第 1 項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和 35 年人事委員会規則第 16 号）第 4 条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

イ 平成27年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成 27 年度の処分は次表のとおりであり、分限処分 4 件、懲戒処分が 57 件であった。

区分	処分者	知 事		教育委員会		警察本部長		その他		計	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
分限処分	免 職		1							0	1
	休 職		1		1					0	2
	降 任	2	1							2	1
	降 給									0	0
	計	2	3	0	1	0	0	0	0	2	4
懲戒処分	免 職			3	5		1			3	6
	停 職	2		6	11	6	3			14	14
	減 給	1	2	8	9	7	8			16	19
	戒 告			7	8	6	10			13	18
	計	3	2	24	33	19	22			46	57
合 計		5	5	24	34	19	22	0	0	48	61

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

法第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年兵庫県条例第43号）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成28年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4				
兵庫県教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23				
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20				
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23				
加印教職員組合	平2.2.8				
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12				
但馬教職員組合	平2.3.12				
兵庫教職員組合	平2.3.12				
丹有教職員組合	平2.5.10				
淡路教職員組合	平2.7.2				
北播教職員組合	平2.7.2				
全教兵庫教職員組合	平25.1.16				

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成27年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
14	11	0	0	0	11

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、平成27年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（平成28年3月31日現在）

機関		職
議会事務局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職 7 級の者に限る。） 主幹（秘書又は人事労務を担当する者に限る。） 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事部局	本 庁	1 防災監 会計管理者 理事 知事公室長 部長 副防災監 福祉監 医監 観光監 局長 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 企画官 班長（行政職 7 級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課の総務調整班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長 会計課の総務・企画班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の班長及び主幹（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産課の船長
	兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
	兵庫県陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐
	県立男女共同参画センター	所長 副所長

県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 次長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿 の郷長 消費生活センター長 消費生活創造 センター長 農業改良普及センター所長 土 地改良センター所長 土木事務所の室長 但 馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長（人事労務を担 当するものに限る。）
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 主幹 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
兵庫県立大学附属高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
兵庫県立大学附属中学校	校長 副校長 教頭 事務長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管 理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター 長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	所長 調整参事 副所長 所長補佐 総務企 画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次 長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐

県立工業技術センター		1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長	
県立ものづくり大学校		1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長	
県立但馬技術大学校		1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長	
県立神戸高等技術専門学院		学院長 副学院長 総務課長	
県立障害者高等技術専門学院		学院長 副学院長 総務課長	
兵庫障害者職業能力開発校		校長 副校長 総務課長	
旅券事務所		所長 副所長 所長補佐	
県立農林水産技術総合センター		1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長 2 農業大学校の校長及び副校長 3 技術センターの所長 部長 部次長 病害虫防除所長 但馬水産技術センター所長 内水面漁業センター所長 副所長 船長及び但馬水産技術センター研究主幹	
家畜保健衛生所		所長 副所長 所長補佐 安全対策課長	
森林動物研究センター		所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長	
県立淡路景観園芸学校		学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長	
教育委員会	事務局	本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事班の主任 3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長 4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事 班長（人事労務を担当するものに限る。） 管理主事
	県立学校		1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
	県立特別支援教育センター		所長 副所長 総務課長
	県立南但馬自然学校		校長 副校長 総務課長

県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
県立教育研修所	所長 部長 総務課長
県立美術館	館長 副館長 次長 館長補佐 総務課長
県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長
県立考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
労働委員会事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務調整班長
収用委員会事務局	局長 班長
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則（昭和 36 年兵庫県規則第 40 号）第 2 章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和 58 年兵庫県教育委員会規則第 9 号）第 2 章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成28年3月31日現在、県の事業場は357事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が319事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

(平成28年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [319]	第12号(教育・研究) [188]	知事[16]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学附属高等学校 県立大学附属中学校 広域防災センター 県立健康生活科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[171]	県立学校(161) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察 [1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署[131]	知事 [58]		本庁（職員健康管理センターを含む。）兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター-県民局（事務所及び消費生活センターを除く。）(7) 県民センター（事務所及び中播磨消費生活創造センターを除く。）(3)但馬長寿の郷 県税事務所(11) 中播磨消費生活創造センター 消費生活センター(5) 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 こども家庭センター(5) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)
			教委 [7]	事務局本庁 教育事務所[6]
		警察 [58]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(49)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]	
	基準労働監督署労働 [38]	第3号(土木・建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
			知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央こども家庭センター-保護第1課・保護第2課 県立明石学園
第13号(保健衛生) [23]		教委 [8]	特別支援学校寄宿舎[8]	

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成27年度に行った主な許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア)	解雇予告除外認定	7 件
(イ)	時間外労働・休日労働に関する協定届	35 件
(ウ)	宿日直勤務許可	37 件
(エ)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	35 件
(オ)	機械等の設置届	4 件